

新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について

平成16年3月2日
関係省庁申合せ
最終改正 令和8年8月3日

- 1 新型インフルエンザ等について、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。
- 2 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣感染症危機管理監兼内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣感染症危機管理監補兼内閣官房副長官補（内政担当） 内閣感染症危機管理対策官兼厚生労働省医務技監
構成員	内閣官房内閣審議官（感染症危機管理統括審議官）
	内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁） 内閣官房内閣審議官（国家情報局） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（外政担当）付） 内閣官房内閣審議官（危機管理審議官） 内閣官房内閣審議官（内閣広報室） 内閣府大臣官房政策立案総括審議官 内閣府食品安全委員会事務局長 内閣府健康・医療戦略推進事務局長 警察庁警備局長 金融庁次長 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房長 デジタル庁総括審議官（戦略・組織担当） 復興庁統括官 総務省大臣官房長 消防庁次長 法務省矯正局長 出入国在留管理庁次長 外務省大臣官房地球規模課題審議官 外務省領事局長 財務省大臣官房審議官（危機管理担当） 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 文部科学省総合教育政策局長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
厚生労働省医薬局長
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
農林水産省消費・安全局長
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
資源エネルギー庁次長
中小企業庁次長
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
国土交通省航空局長
海上保安庁海上保安監
環境省自然環境局長
原子力規制庁次長
防衛省大臣官房衛生監
防衛省統合幕僚監部総括官

- 3 対策会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 対策会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣感染症危機管理統括庁において処理する。
- 5 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程の効力は、閣僚会議等の開催等に係る規程の見直しについて（令和8年1月20日閣議決定）第1項から第3項までの規定の例によるものとする。